## 電気通信事業法改正に伴う電気通信事業法施行規則 の改正について

（諮問第3033号）

## ＜目 次＞

1 答申書（案）$\quad$ ．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．． 1
2 改正概要 ..... 37
3 新旧対照表 ..... 40
4 参照条文等 ..... 48

## 総 務 大 臣

川 端 達 夫 殿


答 申 書（案）

平成23年7月26日付け諮問第3033号をもって諮問された事案につい て，審議の結果，下記のとおり答申する。

## 記

1 本件，電気通信事業法改正に伴う電気通信事業法施行規則の改正について は，諮問のとおり改正することが適当と認められる。

2 なお，提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は別添のとおり であり，反競争的行為の防止に係る規制の実効性を確保する観点から，総務省においては，次の措置が講じられることを要望する。
－本件省令改正により第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者か ら総務大臣に報告されることとなる事項の内容について，基本的には公表す ることとした上で，その内容の適正性について，提出された意見に対する当審議会の考え方も踏まえつつ，厳格な検証を行うこと。

## 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見及びその考え方（案）

第22条の7 第1号から第4号まで（設備部門の設置及び他の部門との間の隔絶）関係

| 意 見 |  |
| :---: | :---: |
| 意見1「設備部門の業務に従事する者」について，子会社においてもその他の部門の業務に従事する者の職務を兼ねることができないこととするとともに，正社員，派遣社員，業務委託社員等を含 め，当該部門の業務を行うすべての者を対象とすべき。 |  |
| 第一種指定電気通信設備の設置，管理，運営等の業務を行う専任の部門（以下「設備部門」という。） の設置に関する規定において，「設備部門の業務に従事する者」の対象範囲が不明暸なため，子会社 における設備部門以外の業務とも兼任できないとすること，漏れが出ないように業務委託社員等も範囲に含めることも，規定として明確化すべきと考えます。 | － |

■「設備部門の業務に従事する者」の範囲について
本省令案において，「設備部門の業務に従事する者」は，部門間兼務禁止や遵守規程，研修の対象 として規定されています。当該規定の対象として，設備部門の業務を行う全ての者が含まれなければ，潜脱行為が制限できず，規制が形骸化する蓋然性が高まります。従って，正社員，派遣社員，契約社員，業務委託社員を含め，設備部門の業務を行う全ての者を「設備部門の業務に従事する者」の対象 とすべきと考えます。
（ソフトバンク）
本件省令案において，設備部門の業務に従事する者に対し，その他の部門の業務に従事する者と職務を兼ねる ことを禁ずる等の措置を講ずることとした趣旨の一つは，第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に おいて，電気通信事業法（昭和59 年法律第 86 号）第 30条第 3 項第 1 号の規定を一層遵守させるための体制を整備しようとすることであり，この意味において，設備部門の業務に従事する者の範囲は，当該電気通信事業者 の事業所等において接続の業務に関して他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を知り得る者すべ てを対象とすることが適当である。

なお，第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の子会社等については，電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 58 号。以下「改正法」という。）の規定において，当該電気通信事業者に対し，その業務を委託する子会社等が電気通信事業法第 30 条第 3 項の規定等に抵触する行為を行うことのないよう，必要かつ適切な監督を行う義務を課すこととしており，子会社等にお いて反競争的行為が行われることのないよう，措置を講 じているところ。

## 意見2 設備部門の業務に従事する者は，その他の部門の業務に従事する者の職務を兼ねることができ ないこととすることについて，支店等の長についても同様とすべき。

■ また，第22条の7第3号に規定された「支店その他の事業所の長が設備部門の業務と設備部門以外の業務を兼ねること」は，構造的な措置を歪めかねないため，例外として認めるべきではないと考え ます。
（イー・アクセス）
■ 部門間兼務禁止の除外規定について
本省令案において，設備部門と利用部門間の兼務は原則禁止されていますが，「支店その他の事業所の長」については，当該規定から除外されています。この場合，「支店その他の事業所の長」が，接続事業者の知りえない設備部門の情報を用い，利用部門の社員へ指示を行うこと等が可能となること から，利用部門と接続事業者間の同等性が担保されません。従って，本省令においては，「支店その他の事業所の長」についても，部門兼務を禁止とし，支店その他事業所に部門毎の長を設置する等に より，部門間のファイアウォ一ルを徹底すべきと考えます。
（ソフトバンク）

考え方2

本件省令案の規定の対象である第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は，通常その規模に鑑 みれば，利用者利便の向上といった観点から，本店の他 に，支店や支店を統括する事業所（以下「支店等」とい う。）を設置することが一般的であると想定され，これらの支店等において，当該支店等の業務全般を統括すること の必要性から，支店等の長を置くことは合理的であると考えられるところ。

当該支店等においては，設備部門の業務に加え，設備部門以外の部門の業務，例えば総務等の共通業務や役務の提供業務も行われることが想定され，このような場合には，当該支店等の長は，これらの職務を兼ねること となるが，今回の機能分離の実現に当たつては，接続関連情報システムへの厳格なアクセス管理や規程の策定•研修の実施等の措置を講じることを求めていることから， このような支店等の長に対して職務を兼ねることを禁じる までの必要はないものと考えられる。

なお，職務を兼ねることを禁ずる規定の適用除外とする者は，支店等につきその長 1 名に限定し，支店等につい ても，商業登記簿に登記した支店とそれらを統括する事業所に限定していることから，無限定にその対象が拡大 することはないものである。

意見3 今回の管理•監視体制は，第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者のみならず，そ の子会社も対象とすべき。また，設備部門の業務に従事する者は，その他の部門の業務に従事 する者の職務を兼ねることができないこととすることについて，支店等の長についても同様とすべ き。さらに，支店等の長については，子会社との兼任も禁止すべき。

## 考え方3

■「光の道」構想の実現のためには，何よりも公正な競争環境の整備が重要です。これは設備競争とサ ービス競争の両輪をバランスよくコントロールすることにより，市場状況に合わせた適切なドミナント規制で実現すると考えます。
よって，今回の省令改正で関連制度が整備されることにより，従前以上に接続情報の管理等が徹底 され，不正営業防止の徹底が図られることを期待し，以下の項目について整理をお願いいたします。
今回の管理•監視体制はNTT東西にのみ義務付けられているもので，当該子会社は対象外となって います。また，設備部門と利用部門は兼務禁止ですが，例外として支店長の兼務は可能となっており，支店長と子会社社長の兼任可能とあわせると本来の趣旨が徹底されない恐れがあります。
これらは機能分離の徹底の根本に関る事項となりますので関連制度の整理を要望します。
（ジュピターテレコム）
■ NTT東•西は子会社に対して接続関連情報の隔絶等禁止行為遵守の監督義務を負うものの，機能分離のためのファイアーウォールの徹底，監視部門によるチェック等の体制整備についてはNTT東•西にのみ義務付けられており，当該子会社は対象外です。さらに，設備部門と利用部門の兼務禁止の規定があるものの，例外として支店等の長は兼務可能であり，かつ，その支店長と子会社の兼任も可能となっています。
これらを併せ見ると，例えば，競争事業者のFTTHエリア拡大情報等が当該エリアの支店長に展開さ れ，当該エリアを担当している支店•県域子会社において予め営業対策等が整えられることに歯止め がかからないことも想定されます（【別添資料】参照）。

これは，上述のように，子会社に対しては機能分離のための体制整備等が義務付けられていないこ とに加え，NTT東•西においては設備部門と利用部門の兼務が営業現場にいる支店長しベルで可能 であること，さらに，当該支店長が県域等子会社とも兼任が可能であることから生じる問題です。省令案のままの規定では，支店や子会社といった営業現場において接続関連情報が流用される可能性が非常に高いことから，情報隔絶の措置として機能せずに，機能分離が事実上骨抜きとなるといっても過言ではありません。
今回の法改正の趣旨を踏まえると，子会社に対してもNTT東•西と同様，機能分離のための体制整備を義務付けると共に，設備部門と利用部門の兼務については例外規定をなくし，子会社との兼任も含め一律禁止すべきです。
（KDDI）

意見4 設備部門とその他の部門との間の異動を禁止すべき。禁止しない場合は，厳格な守秘義務を課
すべき。

改正法の規定により，第一種指定電気通信設備を設置 する電気通信事業者に対しては，業務を委託する子会社等について，接続関連情報の目的外利用その他の反競争的行為が行われないように必要かつ適正な監督を行う ことが義務付けられること，及び業務の委託を受ける子会社等は必ずしも電気通信事業者ではないことから，こ れらの子会社等に対して，第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者と同様に体制の整備を義務付け るまでの必要は無いものと考えられる。

また，今回の機能分離の実現に当たつては，接続関連情報システムへの厳格なアクセス管理や規程の策定•研修の実施等の措置を講じることを求めていること，また，上述のとおり業務を委託する子会社等に対する監督義務 を課すこととしていることから，支店等の長について，子会社との兼任を禁じるまでの必要は無いものと考えられ る。

なお，支店その他の事業所の長が設備部門の業務に従事する者とその他の部門の業務に従事する者の職務 を兼ねることを禁じるべきとのご指摘についての考え方 は，考え方2のとおり。

■ 部門間の異動について
本省令案において，設備部門と利用部門間の異動については，特段の制約が設けられていません。 このため，接続関連情報等を有した設備部門の社員が利用部門へ異動となることや事業戦略に係る情報等を有した設備部門以外の社員が設備部門へ異動となることで，互いの部門の情報がもたらされ ることになり，利用部門と接続事業者間の同等性が担保されません。従って，本省令若しくはガイドライ ン等において，部門間の異動を禁止すべきと考えます。なお，仮に部門間の異動を禁止しない場合 は，両部門間での異動対象者に対し，罰則を伴う秘密保持義務を課す等，退社時と同等の厳格な守秘義務を課すべきと考えます。
（ソフトバンク）

## 意見5 室の区分に当たつては，別の建屋への分離，共用スペース設置の禁止を規定すべき。

■ 室の区分方法について
本省令案において，室の区分については，「設備部門の業務の用に供する室と設備部門以外の部門 の業務の用に供する室とを区分するものであること」としていますが，その具体的要件が明確となって いません。仮に，同建屋•同フロアにおいて設備部門と利用部門が置かれた場合，共用スペース（廊下等）において，部門間の接触が容易に可能となるため，接続関連情報等が利用部門に流出する等，物理的隔絶の実効性が十分に担保できない懸念があります。従って，本省令若しくはガイドライン等にお いて，以下の具体的要件を明記すべきと考えます。

- 設備部門と利用部門を別の建屋に分離すること
- 共用スペース（会議室，喫煙ルーム等）設置の禁止

ご指摘のとおり，設備部門とその他の部門との間の異動を禁じない場合には，これを禁じる場合と比して，互い の部門の情報がもたらされる可能性が高まることも論理的に否定することは出来ないが，今回の機能分離の実現 に当たっては，接続関連情報システムへの厳格なアクセ ス管理等の措置を講じることを求めていること，本件省令案の規定に基づき作成する接続関連情報の取扱いを適切なものとするために遵守すべき規程は，現に設備部門 の業務に従事する者のみならず，過去に設備部門の業務に従事していた者をも対象とするものであることから，必ずしも設備部門とその他の部門との間における人事異動を禁じるまでの必要はないものと考えられる。

当該規程については，本件省令案第 22 条の 8 第 3 号二の規定により総務大臣に報告されるものであるところ，当該報告の内容については，総務省において，基本的に は公表することとした上で，その内容の適正性について は，ご指摘の観点も踏まえつつ，当該報告を受けた総務省において検証を行うことが適当である。

## 考え方5

－今回の機能分離の実現に当たつては，設備部門の業務 の用に供する室とその他の部門の業務の用に供する室 との区分に加え，接続関連情報の入手記録•保存を含む接続関連情報システムへの厳格なアクセス管理，規程の策定•研修の実施等の措置を講じることを求めており，設備部門以外の部門の業務に従事する者が，通常の業務 において，接続関連情報を入手することが困難となる体制が確保されると考えられる。

（KDDI）
－入室記録の管理について
本省令案において，「設備部門の業務の用に供する室」への入室記録については，何ら規定が設け られていません。接続関連情報等の適正な管理のため，本省令において，各執務エリアへの入室記録 の保存義務を規定すべきと考えます。また，当該記録については，問題と思われる事例が発覚した場合の事実調査を可能とするため，20 年間程度の保存義務を規定し，トレーサビリティを十分に確保す べきです。
（ソフトバンク）

別の建屋に分離することや，共有スペースの設置を禁じ ることによる費用負担等に鑑みれば，本件省令改正に当 たつては，必ずしもこれらの措置を講ずることを義務付け るまでの必要は無いものと考えられる。

設備部門の業務の用に供する室内はもとより，当該室外における接続関連情報の取扱いについては，当該情報の取扱いを適正なものとするために当該部門の業務に従事する者等が遵守すべき規程において規定されるべき内容であると考えられるところであり，また，当該規程の適正性を確保するための考え方については，考え方4後段のとおり。

考え方6
今回の機能分離の実現に当たつては，設備部門の業務 の用に供する室とその他の部門の業務の用に供する室 との区分に加え，接続関連情報の入手記録•保存を含む接続関連情報システムへの厳格なアクセス管理，規程の策定•研修の実施等の措置を講じることを求めていること から，本件省令改正において，入退室の記録を保存させ ることを義務付けるまでの必要はないものと考えられる。

設備部門の業務の用に供する室を区分することとした趣旨を踏まえれば，当該室に設備部門以外の部門の業務に従事する者が容易に入室することができないことと するための措置については，当該情報の取扱いを適正な ものとするために当該部門の業務に従事する者等が遵守すべき規程において規定されるべき内容であると考え られる。

## 第22条の7第5号から第10号まで（厳格な情報遮断措置）関係

| 意見7設備部門以外の部門において接続関連情報を取り扱う際には，顧客とのやり取りの内容につい |
| :---: | :---: | :---: |
| て記録•保存すべき。 |

■ NTT西日本による接続情報の不正利用の事例を踏まえると，利用部門が接続情報を取扱うことは本来禁止すべきと考えます。一方，例えば，116窓口において加入電話の解約手続きの際に，DSL等の契約状況等を案内する場合には，ユ一ザの利便性を考慮すると，利用部門が取扱うことに一定の必要性があると理解しています。
しかしながら，上記の例をとると，116窓口での加入電話の解約手続き等を契機として解約防止行為 やフレッツサービスの勧誘行為が行われる可能性が否めないため，利用部門が接続関連情報を取り扱う際には，お客様とのやり取りの内容について記録•保存すべきと考えます。
（KDDI）

設備部門以外の部門においても，接続関連情報を目的外に利用することは，電気通信事業法第 30 条第 3 項第 1号の規定により禁じられているもの。

一方，ご指摘のあった具体例である西日本電信電話株式会社の 116 窓口における接続関連情報の取扱いにつ いては，当該者及び東日本電信電話株式会社に対する業務改善命令（平成 22 年2月）等を受け，同社において当該窓口における接続関連情報の閲覧を不可とするシ ステム変更を実施していることを，総務省において確認し ているところであり，ご指摘の観点からは，利用者とのや り取りの内容について記録•保存させるまでの必要は無 いものと考えられる。
考え方8

ご指摘の第 22 条の7第5号口については，第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が課された義務を遵守する具体的な方法までは規定していないもの の，具体的な方法のすべてを網羅的に省令で規定するよ りも，まずは，第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が，それぞれの実情に鑑みて，個別具体的 な方法を定め，これを実施すべきであると考えられるとと

| （ソフトバンク） | もに，実際に構築したシステムの概要については，第 22条の8第3号ハの規定により総務大臣に報告されるもの であるところ，当該報告内容については総務省において基本的に公表することとした上で，その内容の適正性に ついては当該報告を受けた総務省において検証を行うこ とが適当であると考えられる。 <br> したがって，本件省令改正においては，構築したシステ ムが要件を満たすものである限りにおいて，特定の方法 に限定するまでの必要は無いものと考えられる。 |
| :---: | :---: |
| 意見9「接続関連情報の管理の用に供するシステム」へのアクセス権限の付与の手順等について規定 すべき。 | 考え方9 |
| システムのアクセス権限について <br> 本省令案において，「接続関連情報の管理の用に供するシステム」へのアクセス権限については，何 ら規定されていません。当該システムへのアクセス権限が不適切に付与された場合，情報の目的外利用等のおそれがあるため，権限を付与する際には，システムを利用する妥当性を審査することが必要 と考えます。従って，省令若しくはガイドライン等において，利用者の所属，利用目的，情報閲覧範囲等 について十分に審査したうえで，アクセス権限を付与しなければならない旨を規定すべきと考えます。 <br> （ソフトバンク） | ご指摘のアクセス権限については，本件省令案第 22条の7第5号口において「必要に応じて区分された接続関連情報ごとにそれぞれ当該区分された接続関連情報を利用又は提供するために入手することができる者として特定された者」のみが，「当該情報を入手できる」ものとし て，接続関連情報の管理の用に供するシステムを使用し て接続関連情報を入手できる者を限定しているところ。 <br> また，アクセス権限を付与する際の具体的な方法を規定すべきとのご指摘についての考え方は，考え方 8 を参照のこと。 |
| 意見10「当該システムを使用して接続関連情報を入手した者を識別することができる事項」等につい て， 20 年間程度の保存義務を課すべき。 | 考え方 10 |
| アクセスログの保存期間について <br> 本省令案において，「システムを使用して接続関連情報を入手した者を識別することができる事項，当該者が入手した接続関連情報の内容及び当該情報を入手した日時」について保存義務が課されて います。しかしながら，その保存期間については規定されていないため，問題と思われる事例が発覚し た場合に，事実調査ができなくなってしまうおそれがあります。従って，省令において，当該保存情報に | ご指摘の接続関連情報を入手した者を識別することが できる事項等については，具体的な保存期間を規定して いないものの，当該事項等が，第 22 条の 7 第 15 号の規定に基づく監視に必要なものであること，当該監視の結果の報告を受け，総務省が行う検証に際し必要となる可 |


| ついては，20 年間程度の保存義務を規定し，トレーサビリティを十分に確保すべきです。 ${ }^{\text {a }}$（ソフトバンク） | 能性のあるものであること等に鑑みれば，少なくとも，当該監視や検証において必要とされることが想定される期間は，これらの事項に関する記録を保存することが必要 であると考えられる。 |
| :---: | :---: |
| 意見 11 設備部門の業務に従事する者が遵守すべき規程の内容についても本省令又はガイドラインに規定すべき。 | 考え方 11 |
| 指摘（2）：「監視項目」において，監視をされる立場が，自ら遵守すべき規程を作成する事について <br> 本省令案によって，本「監視体制」を実施するに当たり，抑々として，以下の点について強い異議を指摘せざるを得ません。 <br> 五 設備部門に第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た情報（本条及び次条において「接続関連情報」という。）の管理の用に供するシステムと して次に掲げる要件を満たすことが確保されたものを構築するものであること。 <br> 六 接続関連情報の入手，利用，提供その他の接続関連情報の取扱いについてこれを適正なものとす るために設備部門の業務に従事する者（当該業務に従事していた者を含むっ）が遵守すべき規程を作成するものであること。 <br> 情報通信行政•郵政行政審議会殿，並びに総務省殿には，この監視をするにあたつて，情報通信行政•郵政行政審議会殿，総務省殿の意志を明確に示し，遵守すべき規定を挙げ，遵守の為の実行施策を執る事ができないのではないでしょうか？ <br> その場合，この「監視の目的」である，公平性を確保する為の意志だけでなく，その為の条件を設定 する事の能力すらも持ち合わせていないのではないか？という懸念を持たざるを得ません。 <br> 提案（2）：「監視項目」においては，競争事業者殿が求める内容を省令若しくはガイドラインに規定するべき <br> 前記「指摘（2）」の通り，これらに関する監視項目については情報通信行政•郵政行政審議会殿，並 びに総務省殿による規定が全く無いのであれば，本省令案施行前に，その対策を取る必要があると考 えます。 <br> こちらについて，もし，情報通信行政•郵政行政審議会殿，並びに総務省殿が明確に規定できないの であれば，競争関係にある電気通信事業者殿が求める内容を反映させ，規定するべきだと考えます。特に本省令案とは，「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」における「光の道」構想の過程において，KDDI 殿，ソフトバンク殿，イーアクセス殿をはじめとする各電気通信事業者殿か | ご指摘の第 22 条の7第6号については，具体的な規程 の内容までは規定していないものの，内容のすべてを網羅的に省令で規定するよりも，まずは，第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が，それぞれの実情に鑑みて，個別具体的な規程を作成するべきであると考えられるとともに，実際に作成した規程については，第 22 条の8第3号二の規定により総務大臣に報告されるも のであるところ，当該報告の内容については，総務省に おいて，基本的には公表することとした上で，その内容の適正性については，当該報告を受けた総務省において検証を行うことが適当であると考えられる。 <br> したがって，本件省令改正においては，規程の内容が要件を満たすものである限りにおいて，特定の方法に限定するまでの必要は無いものと考えられる。 |

```
ら,NTT東西殿の寡占状態を下げる事で国民の利益を拡大する目的の為に, 様々な提案がなされて
おりました。
    よって, その競争関係にある電気通信事業者殿に対し, 求めるべき監視項目について挙げさせ, 本
省令案若しくはカイドラインにて明確に記載する事を求めます。
```

（個人）
意見 12 設備部門の業務に従事する者が遵守すべき規程の内容について，目的外利用その他の問題
発生時の対応についても規定させるべき。
■ 接続の業務に関して知り得た情報（以下「接続関連情報」という。）の取扱いについては，主に接続関連情報の適正な利用を目的とした内容の規定となっていますが，2009年11月のNTT西日本殿によ る接続関連情報の目的外利用が発覚した際の事後対応の遅れやデータ破棄の報告があったことを踏 まえれば，接続関連情報が目的外利用された場合の事後対策についても，規定作成において明確化 する必要があると考えます。
具体的な改正案は，以下のとおりです。
＞第22条の7第6号
接続関連情報の入手，利用，提供，目的外利用が発生した場合の報告など対処方法その他の接続関連情報の取扱いについてこれを適正なものとするために設備部門の業務に従事する者が遵守すべ き規定を作成するものであること。
（イー・アクセス）
－問題発生時における報告規程の作成について
本省令案の設備部門の業務に従事する者に対する規程において，「接続関連情報の入手，利用，提供その他の接続関連情報の取扱いについてこれを適正なものにする」ために遵守すべきことを盛り込 む旨が規定されています。しかしながら，問題が発生した際の対処方法等については，規定されてい ないため，本省令において，問題発生時における報告を遅滞なく行うスキ一ム等についても，規程に盛 り込む義務を規定すべきと考えます。
（ソフトバンク）

第 22 条の7 第11号から第16号まで（実効的な監視の仕組み）関係

| 意 見 | 考 |
| :---: | :---: | :---: |
| 意見 13 設備部門における手続きの実施の経緯等の記録について，予め具体的な項目や指標等を運用 <br> 方針に定め，検証すべき。 | 考え方 13 |

－競争事業者と利用部門との同等性の確保については，接続約款に基づいて競争事業者との間で実施した手続きと，利用部門との間で実施した手続きの実施の経緯•条件の記録を記録•保存し，両者が同等か否かを検証するものと理解していますが，NTT東•西と競争事業者との間で必要な手続きにつ いて，利用部門も同様の手続きを行っているのか否か，また，NTT東•西の利用部門が手続きを行わ ず入手する情報等についての入手経緯の記録•保存が規定されていないことから，競争事業者と利用部門との同等性が実効的に確保されない恐れがあります。加えて，接続約款に規定されていない手続 きについての対応が不透明であるため，こうした手続きについても，競争事業者の意見も踏まえて接続約款に規定する等により，同等性が確保されているか否かを検証すべきと考えます。競争事業者と利用部門の同等性を実効的に検証するためには，予め検証すべき項目や指標等を設定することが必要です。具体的には，競争事業者と利用部門の双方について以下を含む項目を記録•保存した上で，双方の指標数値を定期的に報告させることを運用指針に定め，確実に検証することが必要です。

## ＜手続き全般＞

－競争事業者との間で必要な手続きについて，利用部門も競争事業者と同様の手続きを実施し ているか否か。実施していない場合，どういう対応をしているのか。
＜設備利用に関する指標＞
－コロケーション，中継ダークファイバ，加入ダークファイバ，シェアドアクセス等各種設備 に係る手続きの日数

- 各収容局における設備設置可能面積•回線数
- 競争事業者と利用部門の利用面積•回線数
- 競争事業者と利用部門の面積•回線利用率
＜申込から開通までの指標（シェアドアクセスの例）＞
- シェアドアクセスにおける利用申込から開通までの日数
- 申込受付における配置要員数
- 1 ヶ月あたりの申込処理件数
- 担当一人あたりの処理件数（1ヶ月単位）
- 受付処理遅滞時における接続事業者と利用部門の遅延率及びその後の開通時における遅延率
- 申込提示から受付までの日数
- 申込提示から納期回答までの日数
- 工事開始から工事完了までの日数
- 工事における配置要員数

ご指摘の検証すべき項目は，第 22 条の7第 14 号にお いて「接続約款又は接続に関する協定」に規定された手続等と，また，指標は，同号において当該約款又は協定 によるものであるかどうか，若しくは準ずるものであるか どうかと設定されているところ。

今般の法改正により，第一種指定電気通信設備を設置 する電気通信事業者は，専任の設備部門の設置が義務付けられることから，設備部門と設備部門以外の部門と の間において一切の手続きが行われることなく，設備部門以外の部門の業務に従事する者が，設備部門のみが保有する情報を入手することは無くなるものと考える。

今般の法改正及び本件省令改正は，「「光の道」構想実現に向けて 取りまとめ（グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース：平成 22 年 12 月 14 日）」にお いて「アンバンドルされたボトルネック設備を自ら利用す る場合と他事業者が利用する場合との同等性が確保さ れていることが必要である。」と提言されたこと等を受け， これを実現することが目的の一つであるところ。

このため，本件省令案においては，電気通信事業法第 33 条第4項第3号の規定により自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでは なく，かつ，同項第4号及び同条第9項の規定により他の電気通信事業者に対し等しく同等に適用されることとなる接続約款の規定等について，今般の法改正により第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に新た に設置されることとなる設備部門とその他の部門との間 における手続等もこれに準ずるものであるか否かを監

- 1 ヶ月あたりの工事処理件数
- 担当一人あたりの工事件数（1ヶ月単位）

視，検証することとし，上述の同等性を確保しようとするも の。

ご指摘の接続約款に規定されていない手続等について は，電気通信事業法上，上述した規定の対象ではないこ とから，今般の省令改正においては，記録，保存や検証 の対象とはされていないものの，ご指摘のとおり，これら の手続等についても，可能な限り同等性が確保されるこ とが望ましいことはいうまでもない。

なお，これら接続約款に規定されていない個々の手続等について，今後，接続約款に規定すべきかどうかにつ いては，これまでと同様に，公正競争確保の観点から適時適切に判断されるべきものである。

## 見 14 「ボトルネック設備を自ら利用する場合と他事業者が利用する場合との同等性」の確保につい

て，以下の具体的な手順に従うべき。また，機能分離による同等性の確保が図られない場合に は，アクセス部門分離を含む構造分離•資本分離を実施すべき。
■ 我が国の「光の道」構想は，「グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース」（以下，「タ スクフォース」という。）で取りまとめられた『「光の道」構想実現に向けて 取りまとめ』にも見受けられる ように ${ }^{1}$ ，日本経済の活性化と，豊かな国民生活の実現を目指した ICT 利活用社会の基盤を構築する ものです。「タスクフォース」においては，「光の道」構想の実現には公正な競争環境の更なる整備が必要であり，そのために東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿（以下，「NTT 東西殿」という。）を機能分離することが必要である，と結論付けられました。先の電気通信事業法（以下，「事業法」という。）改正，またこのたびの省令改正は，「光の道」構想実現のため，確実な機能分離の実施へ導くための制度を整備する段階であり，NTT 東西殿の設備部門以外の部門（以下，「利用部門」 という。）と接続事業者におけるボトルネック設備に係る利用の同等性を一層確保することをはじめとし て，きめ細かい制度整備がなされる必要があると考えます。ついては，今回の機能分離をより実効性 のあるものとするために，そのプロセスを以下に提案させていただきます。
既存事業者の分離問題について，欧州規制当局の連合 BEREC では，分離の程度によって 6 段階 の分離モデルに区分する分析・レポートを発表しています。この分離モデルとの比較において，一般的

考え方 14

本件省令案の規定による記録，保存，監視の対象とな る手続等の範囲についての考え方，及び実行水準が同等水準にあるか否かを検証すべきとのご指摘についての考え方は，考え方 13 のとおり。

ご指摘の意思決定権の付与によるインセンティブの付与については，考え方 13 により，実際に同等性が確保さ れているか否かについての監視，検証はなされるものと考えられることから，本件省令改正において規定するま での必要は無いものと考えられる。

部門ごとの独立した財務諸表等については，第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成 9 年郵政省令第 91

に成功とされる英国 BT の事例 ${ }^{2}$ はレベル 4 に該当すること，豪州でのテルストラの運営分離から構造分離へのシフトは，レベル 2 からレベル 6 への移行であることに鑑みると，日本における機能分離も最低限レベル 4 を目指す必要があると考えます（別添 1 参照）。また，BEREC では，EU の各国規制当局 が機能分離の実装方法を提案する際に，最低限含めるべき要件をガイドラインとして提示しています 3。

これらの BEREC のレポート等を踏まえると，本省令案の示す具体的対策では，（1）ボトルネック設備利用の同等性に関する実効性確保，（2）NTT 東西殿の設備部門と利用部門の整備に係る独立したイン センティブの確保，（3）人事•情報•会計等のファイアウォールの厳格化，の3点において，ルール整備 の不十分さが見受けられます。ついては，「タスクフォース」の取りまとめにおいても謳われている，「ボ トルネック設備を自ら利用する場合と他事業者が利用する場合との同等性」の確保を真に実現する機能分離を確立するために，以下の手順に従って，機能分離のプロセスを遂行して頂くことを要望します （別添2参照）。

Step1．NTT東西殿と接続事業者において同等な接続に関する手続き・条件等を整備 Step1－1．NTT東西殿設備部門一利用部門の接続に関する手続き・条件等の開示
－$\square$ NTT東西殿設備部門•利用部門の分離に伴い，ボトルネック設備の利用に係る全ての手続き・手順•条件等について明確にして整理•開示する
Step1－2．NTT東西殿設備部門—接続事業者の接続に関する手続き・条件等の明確化
－NTT東西殿と接続事業者の接続に関する手続き・条件等について，接続事業者の相手方となる NTT東西殿の部門名（設備部門•利用部門）を明確にして再整理する
Step1－3．接続に関する手続き・条件等を同一に整理
－Step1－1，Step1－2の結果を照らし合わせ，開示情報，手続き手順，手続きに係る期間，コスト負担等について，利用部門と接続事業者を同一条件にする

Step2．同等性確保のためのプロセスを自ら実行するためのインセンティブの確保
－NTT東西殿設備部門と利用部門のそれぞれが決められた手続きを積極的に遵守するようインセン ティブを整備する

- 独立した意思決定権の付与（人事•給与等の分離）
- 部門ごとに独立した財務諸表の作成 等

Step3．同等性確保の検証
－個別具体的な手続きや条件等（数値等）の差異を確認し，NTT東西殿利用部門と接続事業者の同

号）の規定により，第一種指定電気通信設備及びその管理運営に必要な資産等については他の資産等と独立し た財務諸表等が作成されることから，新たな措置は不要 であると考えられる。

また，定期的な検証については，本件省令案第 22 条 の8の規定により，毎年，第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が講じた措置の内容等を報告さ せることとしているところ，当該報告を受け，総務省にお いて，定期的な検証を行うとともに，当該報告について は，基本的には公表することが適当である。

なお，上述した定期的な検証を行うことに加え，改正法 の施行後 3 年後を目途として，今回の措置の有効性•適正性を包括的に検証した上で，必要な見直しを行うことが適当であることについては，ご指摘のとおりである。

## 等性が維持されているかを定期的に検証する

弊社共は，Step3 にて実施する定期的な検証を積み重ねることによって，継続的に同等性確保を実現することができると考えています。従って，先のタスクフォースで取りまとめられた『「光の道」構想実現に向けての取りまとめ』の趣旨を踏まえ ${ }^{4}$ ，上記検証を積み重ねた上で，毎年度の検証，及び制度整備実施 3 年後の包括的検証を行うべきと考えます。その上で機能分離による同等性の確保が図られ ない場合には，「光の道」構想の実現が阻害されることを防ぐためにも，可及的速やかにアクセス部門分離を含む構造分離•資本分離を実施すべきと考えます。

1 平成22年12月14日『「光の道構想実現に向けて取りまとめ』P2力参照
2 英国では，部門について「アクセス」｢卸」，「小売」の3区分に明確に分離している（別添3参照）
3 ＂BEREC Guidance on functional separation under Articles 13a and 13b of the revised Access Directive and national experiences＂（BoR（10） 44 Rev1）Feb 2011 BEREC
4 第 2 節 今後の検証P17「今後の環境変化に適切に対応するため，（略）一定期間経過後，今回の措置の有効性•適正性を包括に検証した上で，必要な見直しを行うことが適当」
（ソフトバンク）
－同等性の担保について
本省令案においては，設備部門と接続事業者間，及び設備部門と利用部門間における手続きが，そ れぞれ接続約款，及び接続協定に準じているかを検証する規定となっていますが，同等性を確認する ためにはこの検証方法では不十分であると考えます。
接続事業者と利用部門との間のボトルネック設備の利用に係る真の同等性を確保する為には，総論 にて提案したプロセスを着実に実施して頂き，接続事業者と利用部門の手続きの同等性を 100\％確保し た上で，その実行水準（設備部門のレスポンス時間などのアウトプットレベル）が同等水準にあるか否 かを検証する必要があると考えます。
（ソフトバンク）
意見 15 監視部門について，設備部門の他にも，第一種指定電気通信設備を利用する部門とも独立性 を保つべき。また，監視の対象について，県域等子会社も含むべき。
■ 本来，あるべき監視体制の姿は，機能分離の当事者であるNTT東•西以外の第三者によるものであ ると考えます。
今回の省令案では，監視部門については，設備部門から独立して設置することと規定されています が，利用部門からも独立しなければならないとは規定されていません。さらに，監視する範囲が，設備部門に限定されていますが，子会社内の設備部門も含まれているか否かが明記されていません。NT T西日本による接続情報の不正利用が発生したことを鑑みると，設備部門からの独立だけではなく，利用部門からも独立していなければ適正な監視が担保できないことから，当然，監視部門は，いかなる

考え方 15
－本件省令案第 22 条の7第 14 号に規定する具体的な監視の内容に鑑みれば，ご指摘のように，監視部門は，同条第 12 号に規定する設備部門との間での手続を実施 することとなる部門からも独立していることが望ましいと考えられるものの，改正法の規定においては，他の電気通信事業者との接続の業務に関して当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を知り得るのは設

部門からも完全に独立した部門として設置されるものであり，監視対象についても，NTT東•西の本来業務の大部分を委託している県域等子会社も含まれていると理解しています。仮に，監視部門が利用部門内に設置され，県域等子会社に対しては監視がなされないことがあれば，今回の法改正の趣旨 から明らかに逸脱した行為であることから，総務省としては，NTT東•西に対して，直ちに是正措置を講 じさせるべきと考えます。
（KDDI）

備部門に限られること，接続約款の規定による手続等を他の電気通信事業者との間で実施するのは設備部門に限られること等から，接続関連情報の適正な取扱いや手続等の同等性を担保するために必要な要件として，この設備部門から独立した監視部門の設置を規定していると ころであり，必ずしも本件省令改正において追加の措置 を講ずるまでの必要はないものと考えられる。

本件省令案の規定に基づき整備した体制については，本件省令案第 22 条の 8 第 3 号イの規定により総務大臣 に報告されるものであるところ，当該報告の内容につい ては，総務省において，基本的には公表することとした上 で，その内容の適正性については，当該報告を受けた総務省において検証を行うことが適当である。

また，第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の子会社は，監視の対象に含まれていないものの，改正法では，第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に，業務を委託する子会社等に対し，接続関連情報の目的外利用といった反競争的行為が行われな いよう必要かつ適切な監督を行うことを義務付けていると ころ。

## 考え方 16

－接続関連情報は，電気通信事業法第30条第3項第1号の規定により，いずれの部門を問わず，目的外に利用 することは禁じられているもの。

また，改正法における監視部門の独立についての規定 の考え方は考え方 15 のとおり。

意見 17 監視部門について，設備部門の他にも，第一種指定電気通信設備を利用する部門とも独立性 を保つべき。また，監視の結果について第三者委員会等に検証させるか，監視部門の他に第三者機関による監視もすべき。
■ 接続の業務の実施状況を監視する部門（以下「監視部門」という。）の設置については，法改正によ り，設備部門とは別に設置することになりましたが，NTT東西殿の内部に設置される状態では有効性 に懸念があり，客観的検証可能性を高めるためにも，設備部門だけでなく設備利用部門からも独立性 を保ち，設備部門と設備利用部門の関係においても適正性を監視出来るように，NTT東西殿の社内に おいて独立性を有する監視部門の設置，ならびに第三者委員会等による監視結果の検証が必要と考 えます。
後者の第三者委員会の設置については，英国のBTにおいては，BT社内の監視部門であるEAO （Equality of Access Office）とは別に，EAB（Equality of Access Board）と呼ばれる監査のための独立 した組織を設置することによって，より厳格で中立性のある監視体制を整備しています。
具体的な改正案は，以下のとおりです。
＞第22条の7第13号
第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務の実施状況を監視する部門（本条において「監視部門」という。）を設備部門及び設備利用部門と別に置くものであるこ と。
(イー・アクセス)
－監視部門の設置について
事業法及び本省令案において，監視部門は設備部門とは別に置くものと規定されていますが，仮 に，その監視部門を接続事業者と同等の立場であるべき利用部門内に設置するとなると，監視の中立性は担保されなくなります。従って，監視部門については，NTT 東西殿内に設置するのであれば利用部門とは別の部門として設置する必要があると考えます。その上で，中立的な第三者機関における外部からの監視も追加で実施することで，監視の実効性をさらに高めることが出来るものと考えます。
（ソフトバンク）
意見 18 支店等の長について「監視部門」と「設備部門」との職務を兼ねることができないこととすべき。
また, 監視部門について, 社外に独立させるか, 結果を公開し, 第三者機関に監査させるべき。

改正法における監視部門の独立についての規定の考 え方は考え方 15 のとおり。

また，監視部門による監視の結果は第 22 条の8第3号 チの規定により，当該監視の結果を受けて第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が講じた措置等 については同号リ，又の規定により総務大臣に報告され るものであるところ，当該報告内容については総務省に おいて基本的には公表することとした上で，その内容の適正性については当該報告を受けた総務省において検証を行うことが適当であり，本件省令改正において，必ず しも第三者委員会等に検証させたり，監視部門の他に第三者機関による監視を行うこととするまでの必要はないも のと考えられる。

■ 主旨
本書提出にあたり，以下の三大項目，要素合計七点について，意見を申し上げます。本省令案の実効性が目指すべき在り方について


指摘
（1）「監視体制」における，「監視部門」と「設備部門」の兼務が可能な点について
（2）「監視項目」における，監視をされる立場が，自ら遵守すべき規程を作成する事について
（3）「監視状況」における，監視結果が，取締役会へと報告された後に総務省殿に報告されるフロ ーについて
提案
（1）「監視体制」においては，利益相反する部門間を完全に区切り，常時第三者が確認できる体制 を設けるべき
（2）「監視項目」においては，競争事業者殿が求める内容を省令若しくはガイドラインに規定する べき
③）「監視状況」においては，国民が直接意見を届けられる仕組みを用意するべき

## 詳細

## 本省令案の実効性が目指すべき在り方について

本「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案」とは，平成21年10月から行われた「グロー バル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」における「光の道」構想実現を通じて決定された，「NTT東西殿のボトルネック機能の分離を行う事」により，国民の利益を拡大する事が最大の目的であ り，その実施効果を求めるものとして制定されるものである，と捉えております。

支店等の長について，職務を兼ねることを禁止すべきと のご指摘についての考え方は，考え方2と同様であり，今回の機能分離の実現に当たつては，総務大臣への毎年 の報告について，虚偽の報告は罰則の対象となること や，報告内容に疑義がある場合は立入検査等を行うこと ができることから，支店等の長について職務を兼ねること を禁じるまでの必要はないものと考えられる。

監視部門を社外に独立すべきことについては，本件省令案第 22 条の7第5号ロや第11号，第12号の規定に より，接続関連情報の管理の用に供するシステムを使用 した者に係る情報や，他の事業者との間において実施し た手続の実施の経緯等を記録させることとしており，仮 に，第 22 条の 8 の規定による総務大臣に対する報告の結果に疑義があれば立入検査等による確認を行い得る こと，また，そもそも，当該報告について虚偽の報告をし た場合には電気通信事業法第 188 条第 5 号の規定によ り罰則が課されるものであることから，これらの措置によ り，監視の適正性，実効性は基本的には確保されるもの と考えており，本件省令改正において，監視部門に第三者が参加すべきことについて規定するまでの必要はない ものと考えられる。

監視の結果を第三者機関に監視させるべきとのご指摘 についての考え方は，考え方第 17 のとおり。

また，監視結果は，本件省令案第 22 条の8第3号チの規定により総務大臣に報告されるものであるところ，当該報告内容については，総務省において，基本的には公表 することが適当である。

その実施を目指すビジョンを簡潔にチャート化すると，前ページに図示したものになる，と考えており ます。
しかしながら，「経済産業省殿における原子力政策」でも広く国民に理解された事でもありますが，「監視部門」と「設備部門」を同一の機関が司る事は，結果として国民に大きな不利益を与える事になる，と危惧せざるを得ません。
それが例えNTT東西殿，並びにNTT持株会社殿（グル一プ含む）という企業の事業内で行われる場合でも同様です。なぜならば，本省令案が解決を図る課題は，「NTT東西殿の光ファイバー通信事業 における独占的な市場占有率」であり，その発端は，他社が参入できない構造から起きているからで す。

このことから，本省令案は，

## （体制の整備等）

第二十二条の七 法第三十一条第五項の規定により第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が講じなければならない体制の整備その他必要な措置は，次に掲げる要件を満たすものでな ければならない。

において，「この監視体制の整備の在り方自体に，3つの大きな欠陥を抱えている」，と指摘せざるを得 ません。

指摘（1）：「監視体制」における，「監視部門」と「設備部門」の兼務が可能な点について
まず指摘せねばならない点は，監視体制の人事に関わる部分についてです。
二 設備部門の長は，役員をもつてこれに充てることとするものであること。
三 設備部門の長その他の当該部門の業務に従事する者は，設備部門以外の部門の長その他の当該部門の業務に従事する者の職務を兼ねることができないこととするものであること。ただし，支店そ の他の事業所（商業登記簿に登記した支店及び当該支店の業務を統括する事業所に限る。以下この号において同じ。）を設置する場合にあつては，支店その他の事業所の長が，当該支店その他の事業所において設備部門の業務に従事する者の職務と当該部門以外の部門の業務に従事する者の職務 とを兼ねることについては，この限りではない。

これは，結果として現場における「監視部門」と「設備部門」の兼務を認める事ができる，という解釈が可能な規定になってしまっています。
つまり，本省令案にて「（体制の整備等）」と掲げつつ，その体制のほころびの発生を，事前に回避させ

たり止めたりする事の出来ない規定である，と指摘せざるを得ません。
また，上記の事から，「監視部門」と「設備部門」の間において，現場における厳格なファイアウオール を設定する事が，事実上不可能になると共に，設定しても機能不全（実効性を確保できない）を起こす可能性が払拭できません。
特に人事における交流（いわゆるたすき掛け）が発生する事を，事前に回避させたり止めたりする事 の出来ない規定である，と指摘せざるを得ません。
多くの体制の機能不全とは，人事面に由来する要因が多い事を，「経済産業省殿における原子力政策」を反省点として本省令案は修正すべきではないでしょうか。

提案（1）：「監視体制」においては，利益相反する部門間を完全に区切り，常時第三者が確認できる体制を設けるべき
前記「指摘（1）」の通り，本省令案においては「（体制の整備等）」において，その体制のほころびの発生を，事前に回避させたり止めたりする事の出来ない規定であってはなりません。
よって，＂但し書き＂を設ける事の無い明確な省令文として，ここにおける構造的欠陥を修正すべきと考えます。
この事から，NTT東西殿の社内において「監視部門」を体制化する場合は，人事面での区切りと共 に，業務を実際に行う現場においても，厳格なファイアウォ一ルが徹底される事が望まれます。
また，「監視行為」に実効性を持たせるためには，NTT東西殿の体制内ではなく，監視部門を社外に独立させるか，監視結果の詳細を公開のうえ第三者機関に監査させる等の措置が必要と思われます。
（個人）

## 意見19監視部門について，少なくとも社外監査役を直接的に参加させるべき。

■ 次に，同改正によるNTT東西自らの監査体制ですが，従前にも禁止行為規制があり社内管理体制 があったにも関らずー昨年の情報漏えい事件が発生したことを考慮すると，その限界があることを懸念 いたします。このため一般的には第三者の監視，少なくとも社外監査役の直接的な参加が必要と考え ます。
（ジュピターテレコム）
■ また，NTT東•西内部の人員のみによる監視では，客観性•透明性に欠けることから，監視部門への社外監査役の参画を義務付けるべきと考えます。
（KDDI）

## 考え方 19

監視部門に第三者が参加すべきことについては，考え方 18 のように，接続関連情報の管理の用に供するシス テムを使用した者に係る情報や，他の事業者との間にお いて実施した手続の実施の経緯等を記録させることとし ており，仮に，総務大臣に対する報告の結果に疑義があ れば立入検査等による確認を行い得ること，また，そもそ も，当該報告について虚偽の報告をした場合には罰則が課されるものであることから，これらの措置により，監視 の適正性，実効性は基本的には確保されるものと考えて おり，本件省令改正において，監視部門に第三者が参加

|  | すべきことについて規定するまでの必要はないものと考 えられる。 |
| :---: | :---: |
| 意見 20 監視部門の他，第三者機関による監視もすべき。また，競争事業者からのヒアリング等を実施 すべき。 | 考え方 20 |
| 2．第三者機関による接続業務実施状況の監査の実施 <br> 「公正な競争環境整備」を実現する為には，本改正案にあるNTT東西殿の内部に監視部門を置くこと に加え，第三者機関による接続業務実施状況の監査が必要であると考えます。また，監査の実施に関 しては，NTT東西殿の監視結果の報告に加え他事業者からのヒアリングなどよる実情の把握を行い，監視部門だけでは見つからない問題についても洗い出す必要があると考えます。 (マイメディア) | 監視部門の他，第三者機関による監視が必要であると のご指摘についての考え方は，考え方 17 のとおり。 <br> 競争事業者からのヒアリング等を実施すべきことについ ては，監視結果は総務大臣に報告されるものであるとこ ろ，当該報告内容については，総務省において，基本的 には公表することが適当であるとともに，「競争セ一フガ ード制度の運用に関するガイドライン（平成 19 年 4 月公表）」に基づき既に運用している制度の枠組みの中で，競争事業者等から，第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が本件省令案の規定を遵守していない ことについての指摘や事例の提示がなされ，総務省にお ける検証の結果，現に遵守してないと認められる場合に は，電気通信事業法に基づき，所要の措置を講ずること が適当である。 |
| 意見 21 監視部門による監視の結果は，総務省等に直接報告させるべき。また，この監視の結果につい て，国民の意見が直接届けられる仕組みを用意すべき。 | 考え方 21 |
| 指摘（3）：「監視状況」において，監視結果が，取締役会へと報告された後に総務省殿に報告される フローについて <br> そして，上記の「指摘：（1）」「指摘：（2）」の事に加えて，以下の内容について指摘せざるを得ません。十六 監視部門をして，前二号の規定により行わせた監視の結果を取締役会その他の業務執行を決定する機関に報告させるものであること。 <br> なぜ，ここに明文化して迄，「監視部門」「設備部門」の両方を司る「NTT東西殿（若しくはNTT持株会社殿）の取締役会その他の業務執行を決定する機関」への報告を行うと規定するのでしょうか？ <br> この「監視部門」の報告に，もし「設備部門」の利益相反が発生する場合があった場合，その「監視の結 | 本件省令案第 22 条の8第3号チの規定により，監視部門の監視の結果は直接に総務大臣に報告されるもので ある。 <br> 当該監視の結果については，虚偽の報告をした場合に は，電気通信事業法 188 条第 5 号の規定により罰則が課されるものであることから，監視の結果が正しく報告さ れるものと考えられる。 |

果」が正しく情報通信行政•郵政行政審議会殿，総務省殿へと報告される事を，どうして担保できるの でしょうか？
この「監視の結果」とは，国民の利益の代理人となる情報通信行政•郵政行政審議会殿，総務省殿に直接報告するものでなければ，「監視の結果」の正確さや公平性を担保する為に必要な詳細部分等 が，一部でも削がれる恐れを回避させたり止めたりする事の出来ない規定である，と指摘せざるを得ま せん。

提案（3）：「監視状況」においては，国民が直接意見を届けられる仕組みを用意するべき前記「指摘（3）」の通り，本省令案により行われる「監視体制」「監視項目」の実施状況，並びに監視 の結果は，監視体制から情報通信行政•郵政行政審議会殿，総務省殿に直接報告する規定に改める べきと考えます。
しかしながら，例えどんなに「監視体制」，「監視項目」，「監視状況」を綿密に設定し，正しく運用したと しても，どうしても不備な点，抜け穴の様な事態が起きる事を避ける事ができません。
また，あまりにも監視を厳しく取り締まった場合，その監視の硬直さや掛かるコストにより，光ファイバ一通信料金が高止まりしたり，機動的な対応が出来なくなったりする懸念を排除する事ができません。 よって，これらの課題に対処すべく，国民の意見が直接届けられる公正で公平な仕組みも同時に用意 する事で，国民の参加によって，国民への最終的な利益へと繋がるようにするべきだと考えておりま す。（不備な場合，消費者庁殿に要望せざるを得ません。）

■ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は，電気通信事業全体に与える影響力から鑑 みて，その公益的役割は大きく，他の電気通信事業者との接続の業務には，公平性•透明性が強く求 められます。従って，当該事業者の監視部門による監視結果は，その取締役会その他の業務執行を決定する機関に報告することに加え，総務大臣への届出，及び一般への公表を義務付け，広く第三者 がその内容を確認できる機会を設けることが必要と考えます。
（ケイ・オプティコム）
(ケイ・オフナィコム)

また，当該監視の結果について国民の意見が直接届け られる仕組みを用意すべきとのご指摘についての考え方 は，考え方 20 のとおり。

第22条の8（禁止行為に関する報告全般）関係
意見 22 禁止行為に関する報告事項は，大臣への報告のみならず，一般への公表を義務付けるべき。
－禁止行為等の規定は，電気通信事業に大きな影響力を与え得る事業者に制約を課すことで，結果的

## 考え方 22

－本件省令案第 22 条の 8 の規定により総務大臣に報告さ れる講じた措置の内容等については，総務省において，

| ために講じた措置等は，当該事業者から総務大臣に報告するだけではなく，一般への公表を義務付 け，広く第三者がその内容を確認できる機会を設けることが必要と考えます。 <br> （ケイ・オプティコム） | 基本的には公表することが適当である。 |
| :---: | :---: |
| 意見 23 禁止行為に関する報告事項は，大臣への報告のみならず，一般への公表を義務付けるととも に，利害関係者に説明•開示すべき。 | 考え方 23 |
| - また，同改正によるNTT東西が行う総務省への報告に関しても，透明性の確保が必要と考えます。 <br> - 総務省が行う報告書の一般開示 <br> - NTT東西が自ら相互接続事業者等利害関係者に説明•開示 <br> 以上のルール化を行うことにより，管理体制がより徹底すると考えます。 (ジュピターテレコム) | 報告事項を一般開示すべきとのご指摘についての考え方は，考え方 22 のとおり。 <br> また，第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が利害関係者等に説明すべきことについては，考え方 20 において述べた，総務省において既に運用している競争セ一フガード制度の枠組み等を活用して，必要に応じ て，第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対して説明を求めていくことが適当であると考える。 |
| 意見 24 禁止行為に関する報告事項を受けて行う総務省のチェックについて，手順を明らかにするととも に，報告内容について外部から客観的に検証できるようにすべき。 | 考え方 24 |
| 今回の省令案で規定された機能分離のための体制の整備，監視部門による監視体制，子会社監督 のために講じた措置等NTT東•西からの報告内容について，総務省においては，どのようにチェックし， どういった措置を講じるのかといったPDCAサイクルをいかに回していくかを明確に示すべきと考えま す。併せて，当該報告内容については，外部からでも客観的に検証できるように運用すべきと考えま す。 <br> （KDDI） | 総務省においては，改正法により第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対して新たに課された義務の遵守状況等について，考え方 20 で述べた，総務省において既に運用している競争セ一フガード制度の枠組みにおいて，これら義務の遵守状況を新たに検証項目 に含める等の措置を行うことにより定期的な検証を行い，仮に問題があると認められる場合には，同枠組みの中で これを公表することに加え，必要に応じ，電気通信事業法 に基づき，所要の措置を講ずることが適当である。 <br> なお，報告内容については，総務省において，基本的に は公表することが適当であり，これにより，外部から客観的に検証できるよう運用されることとなるものと考える。 |

第22条の8 第2号（業務委託先子会社に対する監督に関する報告事項）関係

| 意 見 | 考 え 方（案） |
| :---: | :---: |
| 意見25業務を委託した子会社が当該業務を他者に再委託した場合には，当該者も監督の対象とする か，または，当該子会社に対して報告義務を課すべき。 | 考え方 25 |
| 子会社に対する監督義務が課せられたことは，フアイアウォールの強化に一定の効果は得られると考えますが，子会社が委託を受けた業務を再委託した場合等に関しても，目的外利用の恐れがあるこ とから，ルールの形骸化を生じさせないように，子会社と同様の監督義務を負わせるか，もしくは子会社から再受託先に対する措置に関する報告を要する旨の規定も行うべきと考えます。 <br> （イー・アクセス） | ご指摘のとおり，第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者からその業務の委託を受けた子会社等 が，これを他者に再委託することについて，一切の規制を課さないのであれば，改正法の規定により当該電気通信事業者に対し監督義務を課した趣旨が没却されるおそれ が生じかねない。 <br> この点について，本件省令案においては，第 22 条の 8第2号イ（3）の規定により監督対象子会社における再委託の有無を報告させることとしており，これにより，総務省 においては，当該子会社に対する監督の内容について，再委託の有無に応じ，例えば，当該電気通信事業者から子会社等に対する業務委託に際し，契約条項として，再委託等を許容するか否か，許容する場合の委託条件や再委託先が遵守すべき事項等を明確に規定しているかと いった観点から検証することが可能となるもの。 <br> 当該検証において，監督対象子会社に対し，再委託が有るにも関わらず，これに応じた必要かつ適切な監督を行っていないと認められる場合には，電気通信事業法の規定に基づき必要な措置を講ずることができることに鑑 みれば，本件省令改正に当たつては，必ずしもこれ以上 の措置を講ずるまでの必要はないものと考えられる。 |
| 意見 26 監督対象子会社との間の役員兼務状況だけではなく，転籍者情報も報告対象とすべき。 | 考え方 26 |
| NTT東•西とその子会社の兼務者の役職を報告することが規定されていますが，転籍者（例：NTT東•西からNTTグループ兄弟会社或いは子会社への転籍又はその逆）についても守秘義務違反によ | 本件省令案第 22 条の 8 第 2 号イ（5）の規定により，第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の役 |

る接続関連情報の不正利用もあり得るため，事後的に形跡が追えるようにするためにも，転籍者情報 も報告対象とすべきと考えます。

## 意見27 監督対象子会社や再委託先との間のやりとりについても報告対象とすべき。

■ 監督対象子会社への委託業務の内容や委託金額等について報告対象となっているところですが，N TT西日本による接続情報の不正利用の事例を踏まえると，NTT東•西と監督対象子会社とのやりとり （メール，FAX等）も記録•保存•報告を義務付けるべきと考えます。
また，監督対象子会社から代理店等に再委託される業務については，その有無のみを報告すること と規定されていますが，再委託先による不正な営業を防止する観点から，再委託先とのやり取りにつ いても記録•保存すべきと考えます。

職員が監督対象子会社の役員を兼ねている場合の役職 を報告事項としている趣旨は，電気通信事業法第 31 条第1項の兼任禁止規定とは異なり，現に監督対象子会社の役員を兼ねているか否かにより当該子会社に対する監督体制の徹底の程度が異なることが想定され，このた め，適正と考えられる監督の内容が変わり得ると考えら れるためであり，同様の観点からは，転籍者情報を報告事項とするまでの必要はないものと考えられる。

## 考え方 27

本件省令案においては，第 22 条の8第2号ハの規定に より，監督対象子会社における反競争的行為の有無を報告の対象としていること，また，改正法においては，当該報告について虚偽の報告をした場合には罰則が課される ものであることから，当該行為の有無は正しく報告される ものと考えられ，したがって，子会社や再委託先との個々 のやり取りについて記録•保存させるまでの必要はないも のと考えられる。

第 22 条の8 第3号（体制の整備その他必要な措置に関する報告事項）関係

| 意 見 |
| :---: |
| 意見 28 報告事項は，総務大臣への報告だけでなく，対外公表，他事業者に対する説明をさせるべき。 |
| その際 すべての情報を開二すべき また，報告は，半期毎に行うべき | その際，すべての情報を開示すべき。また，報告は，半期毎に行うべき。

■ 第3号に掲げた報告事項は，「機能分離」の実効性を分析，評価する重要な情報であり，不適正な接続関連情報の取扱いが行われた場合は他の電気通信事業者にも多大な影響を与えるため，公正な競争環境確保及び透明性担保の観点からも，総務大臣への報告だけでなく，対外公表義務並びに他の電気通信事業者に対する説明義務も必要であると考えます。
なお，公表にあたつては，経営情報等の理由により部分的な情報開示とせず，検証可能となるように全ての情報を開示すべきと考えます。
また，総務大臣への報告は，毎事業年度経過後三月以内となっていますが，実施状況によっては早期に是正措置等を講じる必要があるため，翌年度には検証結果を反映することが可能となるように，

考 え 方（案）
考え方 28
－報告内容を公表すべき，当該内容について競争事業者 に対する説明義務を課すべきとのご指摘についての考え方は，考え方 23 のとおり。

報告内容を公表することとする際に，その公表内容につ いて，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第2号に掲げられた「公に することにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争

半期毎に報告を行うべきと考えます。

## （イー・アクセス）

上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」とい った情報等については，公表すべきではないものと考え る。

なお，考え方 12 後段のとおり，第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が自らの部門において禁止行為が発生したことを確認した場合には速やかに総務大臣に報告すべきであることはいうまでもなく，ご指摘の観点からは，本件省令改正において，半期毎の報告を義務付けるまでの必要はないものと考えられる。

## その他

| 意 見 | 考 え 方（案） |
| :---: | :---: |
| 意見 29 インプットの同等性の観点からも注視すべき。また，3年後の包括的な検証を待たずとも，毎年度分析，評価を実施すべき | 考え方 29 |
| 本来，ファイアウォ一ルの措置は電気通信事業法第30条第3項の規定に基づいて遵守されるべきも のでありましたが，2009年11月のNTT西日本殿による接続情報の目的外利用が発覚したことを鑑 みれば，構造的な措置が不十分であったこと，ボトルネック設備利用の同等性に対する基本的な認識 の欠如があったことは明らかであったと考えます。 <br> 本省令案において，情報遮断措置は厳格化されているものの，本質的な課題であるインプットの同等性確保に関する整備は未だ不十分であり，この2点は併せて措置を講じなければ，「機能分離」は効果的な結果をもたらさないと考えます。すなわち，「機能分離」に関する多角的な検証にあたつては，イン プットの同等性の観点からも注視する必要があると考えます。 <br> また，今後，健全なサービス競争を促進させるためにも，公正な競争環境の構築は不可欠であり，「機能分離」が形骸化されないように3年後目処の包括的検証を待たずとも，毎年度適正かつ透明性を担保したうえで分析，評価を実施すべきと考えます。 | ご指摘のインプットの同等性については，本件省令改正において，考え方 13 のとおり，接続約款に規定された手続等について，当該接続約款等によるものであるかど うか等について監視を行わせるものである。 <br> また，毎年度適正かつ透明性を担保した上で分析•評価を実施すべきことについての考え方は，考え方 24 のと おり。 |
| 意見30 NTT グループの総合的な市場支配力に基づくルールを策定•導入するべき。導入までの間は，総務省において厳格な検証を行うべき。仮に実効性が確保されない場合は直ちに法改正を行っ たり， 3 年後の包括的な検証を待たずとも抜本的な競争政策の見直しを行うべき。 | 考え方 30 |

本年5月に成立した改正電気通信事業法において，機能分離の実施や子会社等との一体経営への対応が措置され，さらに今回の省令改正によって関連制度が整備されることにより，これまで以上に接続関連情報が厳格に管理され，NTT西日本による接続情報の不正流用等のようなNTT東•西による不正営業の防止の徹底やコロケーション手続きや開通までのリードタイム等について，競争事業者の手続きとNTT東•西の設備部門以外の部門（以下，利用部門）の手続きの同等性の担保，さらには，子会社におけるNTT東•西から受託した業務に係る情報の目的外利用や差別的な取り扱いの防止が徹底されることが期待されます。
我が国の電気通信市場の自由化から25年が経過した現在においても，NTTグル一プが，「ボトルネ ック設備」と「顧客基盤」を公社時代から継承，保有していることに加え，持株会社体制の下，グル一プ各社が連携して圧倒的な市場支配力を保持し続けている現状において，上記のような措置が取られた ことは，NTTグル一プと競争事業者との公正競争の確保に向けて着実な一歩が踏み出されたものと考 えます。しかしながら，これらは必要最低限の措置であって，今回の法改正の限界および省令案が不十分であることに起因する次のような問題が依然として存在します。
まず，NTT東•西は子会社に対して接続関連情報の隔絶等禁止行為遵守の監督義務を負うものの，機能分離のためのファイアーウォールの徹底，監視部門によるチェック等の体制整備についてはNTT東•西にのみ義務付けられており，当該子会社は対象外です。さらに，設備部門と利用部門の兼務禁止の規定があるものの，例外として支店等の長は兼務可能であり，かつ，その支店長と子会社の兼任 も可能となっています。これらを併せ見ると，支店や子会社といった現場において接続関連情報が営業活動に日常的に流用されることが抑制されないことも想定されます。
接続事業者と利用部門の同等性の確保についても，接続約款に基づいた検証がなされることとなっ ていますが，競争事業者が必要な手続きについて，利用部門も同様の手続きを行っているのか否か， また，競争事業者が必要な情報であるが利用部門は使わない情報等についての同等性が担保されて いるのか否か，実効的に検証されない恐れがあります。

さらに，今回の改正電気通信事業法においては，実質的に営業活動を行っている販売代理店やNTT ドコモの子会社等への禁止行為規制の適用や，NTTファイナンスのような非電気通信事業者を活用し た排他的なグル一プ連携といったNTTグル一プドミナンスへの対応の強化については，全く措置され ておらず，不十分と言わざるを得ません。今後は，NTT持株会社傘下の兄弟会社やNTTグル一プ内企業同士が出資した新会社（NTT東•西出資比率50\％未満）等を活用して禁止行為規制を潜脱する新たな事例が出てくる懸念があると考えます。
このままでは，上述のようなグループドミナンスやNTT東•西への規制緩和である活用業務の届出化

総務省において厳格な検証を行うべき，仮に実効性が確保されない場合は法改正といった措置を講ずべきこと についての考え方は，考え方 24 のとおり。

その他のご意見は，本件省令案とは直接関係ないもの であるが，今後こうした検討を行うに当たつての参考意見 として承る。

によって，NTTグループが電気通信市場を席巻して独占へと回帰し，料金の高止まりや新サ一ビス展開の阻害といった事態を招き，電気通信市場の健全な発展及び国民利便の向上を損ねる結果となり かねません。それらを回避し，真の公正競争の下，国民利便の更なる向上を図るためには，「持株体制下にあるNTTグル一プ全体としての市場支配力」を検証することが必要であり，ボトルネック設備に起因するものに加え，シェア，顧客基盤，ブランドカ，資本関係といったNTTグループの総合的な市場支配力に基づくルールの導入が必要と考えます。
それまでの措置としては，総務省と公正取引委員会が共同で策定した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に禁止すべきグル一プ連携事例を明記した上で，改正電気通信事業法に基づく機能分離や子会社一体経営の検証と併せて，競争セ一フガード制度等において，NTT東•西に対して十分な情報開示を要請した上でNTT東•西自身に事実関係を挙証させ，それに基づいて総務省 は厳格な検証をすべきと考えます。
総務省においては，上記懸念点を踏まえ，今回の法改正による機能分離•子会社一体経営の検証に ついて，NTT東•西より報告された内容の詳細，真偽を厳格に検証することに加え，その報告内容につ いて，どのようにチェックし，どういった措置を講じるのかといったPDCAサイクルをいかに回していくか を明確に示すべきと考えます。そして，今回の規定から潜脱する行為等があった場合は，直ちに追加的措置を講じることが必要です。
3年後の包括的な検証に向けて，グループドミナンスへの対応や同等性担保を含む公正競争確保の ための措置に関する実効性確保の状況については，定期的に検証を行って問題がある場合は改善さ せるというPDCAサイクルを着実に回すべきです。NTT東•西の報告に基づいて，競争セ一フガード制度等の仕組みを活用し，当該措置の実効性を委員会等の公開された場で毎年検証することが必要で あり，NTT東•西の協力が得られず検証ができない場合や，措置が不十分なために実効性が確保され ない場合は，直ちに法改正を行って義務化すべきと考えます。それでも問題が解決しない場合には， 3年後の包括的検証を待つのではなく，ただちにNTTの在り方を含む抜本的な競争政策の見直しを行う べきです。
（KDDI）

## 意見31 監督対象は，子会社のみならず，孫会社や関連会社等まで含めるべき。

■ 法第三十一条第一項では，第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が議決権の過半数を有する会社を子会社と規定し，監視の対象としています。しかし，この規定では，孫会社や，資本関係の薄い委託会社等をして，禁止行為等を行わせることが可能であり，現実的にもそれに類似した事例が確認されています。

## 考え方 31

監督対象子会社の範囲は改正法に規定されているとこ ろであり，ご意見は，本件省令案とは直接関係ないもの であるが，今後こうした検討を行うに当たつての参考意見 として承る。

監視対象とする会社は，当該電気通信事業者が，資本関係に基づく支配力を行使し得る子会社だけ ではなく，財務面•営業面等で重要な影響力を与え得る関連会社や委託会社等まで含めることが必要 であると考えます。
（ケイ・オプティコム）

意見 32 競争事業者と同一設置場所，同一条件で加入ダークファイバ等の敷設が可能か否かといった
接続ルールを整備すべき。
■ なお，これとは別に，競争事業者と利用部門が同一設置場所，同一条件で加入ダークファイバやシェ アドアクセスの敷設が可能か否か（同一設置場所でフレッツは提供可能だが，加入ダークファイバやシ ェアドアクセスは提供不可となるケースがある。），加入ダークファイバ，シェアドアクセスの敷設基準 （特にマンションにおいて，フレッツは未導入だが，競争事業者の需要がある場合，競争事業者が当該 マンションに加入ダークファイバを敷設したくてもNTT東•西に断られるケースがある。），コロケーション スペースの確保•中継ダークファイバ増芯のための基準，局外スプリッタ設置に当たっての基準と実施状況，正確な光配線区間情報のリアルタイムでの開示の仕組みといった接続ルールが整備されること が競争を有効に機能させる上で必須です。
（KDDI）

## 意見33116番について公正な競争環境整備のための見直しをすべき。

■ 1．ボトルネックとなっている116番の業務見直し
NTT東西殿の116番は，「電話の新設•移転•各種ご相談」窓口となっており，回線移転や付加サ一 ビスの申し込み等，その都度，利用者からの電話を受ける業務構造となっております。
例えば，当社のADSLをご利用中のお客様から頂いたお声に「116番でナンバーディスプレイを申し込む際に，フレッツ光のサービスを勧められた。」など，様々な業務手続きの窓口となっている116番 を活用し，NTT殿に優位な営業活動が行われていたと思われる事例がございます。
その為，業務手続き上のボトルネックとなっている116番についても，「公正な競争環境整備」の為の見直しが必要であると考えます。
（マイメディア）
意見34 NTT グル一プ全体の市場支配力について，ルールを策定•導入するべき。
■ 以上，今回の改正についてですが，これらは最低限の措置であり，今までの適用制度の不備を現状 に合わせ修正•徹底したにすぎません。
多くの事業者が求めている公正競争確保のためのグループドミナンスの問題は今だ措置されておら

なお，改正法においては，第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が監督すべき対象として当該電気通信事業者のいわゆる孫会社等も含んでいるとこ ろ。

## 考え方 32

－ご意見は，本件省令案とは直接関係ないものである が，今後こうした検討を行うに当たつての参考意見として承る。

## 考え方 33

ご意見は，本件省令案とは直接関係ないものである が，今後こうした検討を行うに当たつての参考意見として承る。

## 考え方 34

－ご意見は，本件省令案とは直接関係ないものである が，今後こうした検討を行うに当たつての参考意見として承る。

ず，加えて活用業務の届出化により独占回帰が一層高まり，公正競争の阻害，ひいては国民の利便性の低下等が懸念されます。
よって，先ずは総務省と公正取引委員会が作成した「電気通信事業分野における競争の促進に関す る指針」によるグループドミナンスの事例を具体化し現状の歯止めを図るとともに，総務省にて専門委員会を設置し，NTTグループ全体の市場支配力を検証し，ルールを策定•導入することが必要と考え ますので，速やかな実施を是非ともお願いいたします。

> (ジュピターテレコム)

## 意見35NTT東西は，利用者や他事業者の要望にスムーズに応えられるような組織づくりや，他事業者 に配慮した行動をすべき。また，NTT 東西と他事業者間での会議を設置し，総務省は，この結果 に基づき適切な指導等を行うべき。

■ 弊社は新潟県においてブローバンド通信の普及，利用の拡大に他の地域事業者と協力をしながら努 めてまいりました。
相互接続については，NTT 東西殿が日本電信電話株式会社時代の平成 9 年より開始し，地域の方々に広くブロードバンドを広めてまいりました。又，全ての世帯に広くブロードバンドを目指す「光の道」構想については賛同するものの地域におけるその進め方を注視しているところです。
これまで，ブロードバンドは NTT 東西殿による設備開放により他の事業者が積極的に新たなブロー ドバンド手法やサービスを開始し，NTT 東西殿のサービスと競いあう事で発展してきました。しかし，相互接続の理念に反し NTT グル一プ内での優位な計らいや，他事業者情報の漏えい等が明らかにな り，その結果，NTT 東西殿の優勢な状況が作られてきました。
この度の電気通信施工規則の改正には大いに期待するものであります。しかし，機能分離の実施の みでは，公正競争上の問題全てを解決できるものではないと考えております。
特に「光の道」構想における光化においては，これまでに無い新たなサービスが考えだされる事と思 われます。NTT 東西殿と他事業者における切磋琢磨した競争から新たなサ一ビスや価格が生みださ れます。今後さまざまなサービス提供の要望が出て来るものと思われます。こうした，利用者や他事業者の要望にスムーズに応えられるような NTT 東西殿の組織づくりを求めます。NTT 東西殿は市場の動向に支配的影響力を持つ事業者として，他事業者に配慮した行動を求めるものです。
又，「NTT東西殿と競争事業者の同等性の確保」を厳格に実施している事の報告や，他事業者とのト ラブルの公表，そして新たなサービスの要求に迅速に応えられるようにするための，NTT 東西殿と他事業者間での恒久的な会議の場の設置を望みます。この会議の場で話題とされた内容は総務省の審議会に報告され，総務省はNTT 東西殿又は他事業者に適切な指導を行う事を期待いたします。

考え方 35

■ ご意見は，本件省令案とは直接関係ないものである が，今後こうした検討を行うに当たつての参考意見として承る。

| （新潟通信サービス） |  |
| :---: | :---: |
| 意見36 ルール策定の議論に関して，NTT 東西と協議ができる場を設けることを検討するとともに，総務省もこれに積極的に関与すべき。 | 考え方 36 |
| これまでADSL事業者は，NTT東西殿がADSLを提供しない地域にまで，ブロードバンドを提供する ことで，地域の発展，活性化に大きく貢献してきました。今後，ブロードバンドサービスの中でも主となっ てくる光サ一ビスにおいても，ADSLサービスと同様，地方部に対し，ユ一ザ目線のきめ細やかなサ一 ビス提供を行うことで，引き続き，地方のブロードバンド化に貢献していきたいと考えます。 <br> このため，今回の電気通信事業法施行規則の一部改正においては，NTT東西殿と競争事業者の同等性の確保を厳格に定めることで，公正な競争環境を確保していただきたいと考えます。 <br> 但し，機能分離の実施のみでは，公正競争上の問題が全て解決するわけではありません。例えば，現在光回線が敷設されていない地域については，地方公共団体によるIRU方式での敷設が行われて いますが，その市場支配力を背景としてNTT東西殿の独占市場となってしまっています。 <br> また，NTT東西殿により光回線が敷設されている地域についても，光ファイバの接続料水準，条件等 がNTT東西殿と対等に競争できる環境になっていないことから，ADSL事業者のサービス提供が困難 となっており，これまでの地域に密着したきめ細やかなサービスが提供できなくなっている現状があり ます。 <br> 従って，機能分離による同等性確保の実施と併せて，NTT東西殿に対し，IRU方式で運用する光ファ イバ網の第三者貸出ルールについて地域の自治体とも協議して検討すること，ならびにOSU共用によ る分岐回線単位貸出義務を課すといった公正な競争ルールを早急に整備することにより，地域の利用者に対してより利便性の高い多様なサ一ビスが提供されるべきと考えます。 <br> 地域の状況を理解していただき，地域における小さな事業者の意見を聞いていただくためにも，ルー ル作りの議論に関してNTT東西殿とより詰めた協議ができる場を設けることをNTT東西殿には積極的 にご検討いただき，総務省にも積極的に関与していただくことが肝要と考えます。 <br> （エム・ビー・エス，沖縄テレメッセージ，関西ブロードバンド，サイプレス，新潟通信サービス，マイメディア） | ご意見は，本件省令案とは直接関係ないものである が，今後こうした検討を行うに当たつての参考意見として承る。 |
| 意見 37 ブロードバンドの一層の普及に向けて，情報通信市場のパラダイム変化を十分踏まえ，従来の電話を前提とした規制等を見直し，IPブロードバンド市場において各事業者が自由に事業展開を行うことができる環境を整備すべき。 | 考え方 37 |
| 当社は，従来より電気通信事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守し，公正競争の確保に努め て参りましたが，昨年2月の総務省の業務改善命令を厳粛に受け止め，情報システムの抽出•閲覧規制の強化や設備部門と営業部門の業務•居室の分離等，他事業者情報の適正な取扱いに向けたファ | ご意見は，本件省令案とは直接関係ないものである が，今後こうした検討を行うに当たつての参考意見として承る。 |

イアウォールの一層の徹底を図り，NTT西日本グル一プー丸となって再発防止•信頼回復に向けて取 り組んでいるところです。
今回の電気通信事業法及び同法施行規則の改正内容についても遵守し，他事業者情報の適正な取扱いによる公正競争の確保について，引き続き厳正に対処していく考えです。
一方で，情報通信市場は，技術のイノベーションが非常に早く，モバイル化，ブロードバンド化が大き く進展し，同時にサービスやプレイヤーのグローバル化が急激に進むなど，大きなパラダイム変化が進展しております。
指定電気通信設備制度が導入された当時は，電話の時代であり，他事業者が加入者回線の敷設や加入者交換機を設置して当社と同等のネットワークを自ら構築することが実質的に困難であったことか ら，他事業者がサービスを提供するために当社の固定電話網が不可欠であるとして規制が課されてき ました。
しかしながら，IPブロードバンド時代においては，例えば，DSL事業者やKDDI殿はコロケーションや アクセスラインのアンバンドル機能等と自前設備とを組み合わせ，また，電力系事業者やCATV事業者はIP網やアクセスラインについても自ら設備を設置し，それぞれの形態で独自のネットワークを構築 してサービス提供しています。そうした固定ブロードバンド事業者に加え，WiMAXやLTE等を用いた無線系の事業者を含めて熾烈な競争が展開されています。
その結果，当社•電力系事業者•CATV事業者•DSL事業者が熾烈な設備競争を繰り広げている西日本の固定系ブロードバンド通信市場では，当社のシェアは西日本マクロで48．5\％，府県別では最小で $37 \%, ~ F T T H$ 市場での競争が激しい関西2府4県では約40\％に過ぎない状況（平成23年3月末） となっています。
また，NTTグル一プ以外の他社は，固定•移動事業を一体として提供し，料金面でも自社グル一プ内 のみ固定•移動間の無料通話を提供するなど，一体経営のメリットをフルに活かしたサービス展開を行 っているなかで，NTT西日本•東日本のみが指定電気通信設備制度に基づく非対称規制により，お客様のご要望に応じたサービスを迅速かつ柔軟に提供できないとすると，結果として，NTT西日本•東日本のお客様だけが不利益を被るとともに，IPブロードバンドの利活用促進を妨げる要因になりかねま せん。
当社は，これまでも光サービスを世界に先駆けて本格展開し，ブロードバンドの普及に全力で取り組 んでまいりましたが，ブロードバンドの一層の普及に向けては，広く社会•経済•国民生活の中でICTの利活用を推進していくことが重要であり，そのためには情報通信市場のパラダイム変化を十分踏まえ，従来の電話を前提とした規制等を見直し，IPブロードバンド市場において各事業者が自由に事業展開

を行うことができる環境を整備していただきたいと考えます。
（西日本電信電話株式会社）
意見 38 利用者利便を向上するとともに，ICT利活用を促進する観点から，固定電話が主流の時代に導入された当社に対する非対称規制については，市場の変化に応じた適切な見直がなされるべき。
■ 当社は，従来より電気通信事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っていると ころですが，今回の電気通信事業法及び同法施行規則の改正内容についても，引き続きこれを遵守 し，公正競争の確保について適切に対処していく考えです。
一方で，情報通信市場においてはモバイル化，ブロードバンド化が大きく進展し，同時にサービスや プレイヤーのグローバル化が急激に進むなど，大きなパラダイム変化が生じてきております。
指定電気通信設備制度が導入された当時は，固定電話が主流の時代であり，他事業者が加入者回線の敷設や加入者交換機の設置を行って，当社と同等のネットワークを自ら構築することが実質的に困難であったことから，他事業者がサービスを提供するために当社の固定電話網が不可欠であるとし て，指定電気通信設備，禁止行為規制等の非対称規制が課されてきました。
しかしながら，IP・ブロードバンド時代においては，電力事業者，KDDI殿，CATV事業者が自ら設備 を構築し，サービス提供を行っているほか，WiMAXやLTE等を用いた無線系の事業者もサービスを提供することにより，熾烈な競争が展開されており，各事業者が自由に競争し，お客様が自由にサ一 ビスを選択できる環境は十分に整っていると認識しております。

このため，例えば，NTTグル一プ以外の他社は，固定•移動事業を一体として提供し，料金面でも固定•移動間の無料通話を提供するなど，一体経営のメリットをフルに活かした経営を行っていますが，他方，当社にのみIP・ブロードバンド時代においても電話時代の規制を課され，お客様のニーズに応じ た柔軟なサービス提供•連携ができないとすると，お客様の選択肢が狭まることとなり，お客様利便を損なうことになりかねません。
また，当社は，これまでもブロードバンドサービスの利用可能エリアの拡大と利活用促進に取り組ん できたところですが，今後も更にICT利活用の促進に貢献していきたいと考えており，当社も含めた事業者が自由に事業展開を行うことができる環境の整備が必要と考えます。

したがって，利用者利便を向上するとともに，ICT利活用を促進する観点から，固定電話が主流の時代に導入された当社に対する非対称規制については，市場の変化に応じた適切な見直しをお願いした いと考えます。
（東日本電信電話株式会社）
意見39 競争ルールについて，非対称規制を撤廃し，原則自由•事後規制への転換を図るべき。
－NTTグループは，従来より電気通信事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守し，業務上の他事業者情報の適正な取扱いについては，昨年2月のNTT西日本に対する総務省の業務改善命令等に基づき，ファイアーウォールを一層徹底し，情報システムの抽出•閲覧規制の強化や設備部門と営業部門の業務•居室の徹底分離等により，他事業者情報の適正な取扱いを遵守して再発防止策の徹底 を図り，グループー丸となって信頼回復に向けて取り組んで参りました。
今回の電気通信事業法及び同法施行規則の改正内容についても遵守し，他事業者情報の適正な取扱いによる公正競争の確保について，引き続き厳正に対処していく考えです。
また，NTTグル一プは，これからも世界最高水準のブロードバンド・ユビキタス環境と安心•安全，便利な情報通信サ一ビスを提供し続けて参りますが，この情報通信の分野においては，技術革新やビジ ネスモデルの変化が構造的かつグローバルに生じています。例えば，固定通信だけでなく移動通信の ブロードバンド化が進展し，ユ一ザは多種多様なブロードバンドアクセスの中から自由に選択していま す。また，従来の電気通信事業者以外，すなわち端末やコンテンツ・アプリケーションを提供する国内外のハード・ソフトベンダーが自在に通信サービス（電話，メール等）を提供しています。さらに，こうした通信をアプリケーションとして提供するプロバイダは，海外からも日本国内におけるサービス提供を行 っています。
このように，固定と移動の融合，プレイヤーの多様化，市場のグローバル化といった市場環境•競争環境のパラダイムシフトにより，ユ一ザの選択肢が国内の通信事業者だけでなく，海外のプロバイダが提供する通信サービスまで非常に多様化し，ユ一ザはその多様なサービスを個々の必要に応じて自由自在に使いこなしています。
前述の通り，電話時代とは大きく状況が異なる中，依然として，電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制がNTTグループ（東•西・ドコモ）に課せられています が，こうした規制は，ユ一ザの利便性を損ねるとともに，更なるIP・ブロードバンドサービスの普及拡大，ひいてはICT利活用の促進や日本の国際競争力の向上に障害となると考えます。したがって，競争ルールについて，非対称規制を撤廃し，他事業者と同様に原則自由•事後規制への転換を図ること が必要であると考えます。
（日本電信電話株式会社）

ご意見は，本件省令案とは直接関係ないものである が，今後こうした検討を行うに当たっての参考意見として承る。

# ＜別添資料 <br> 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案に対する当社意見 

2011年9月2日<br>KDDI株式会社



## 

## －日本における機能分離も最低限しベル4を目指す必要がある

- 一般的に成功とされる，英国BTの事例はレベル4に該当
- 豪州 テルストラの運営分離から構造分離へのシフトはレベル2からレベル6に該当

【分離の定義】


出典：Martin Cave＂s definition of separation from BEREC Guidance on functional separation under Articles 13a and
13 b of the revised Access Directive and national experiences ${ }^{\circ}$（BoR（10） 44 Rev1）Feb 2011 BEREC

## 機能分離実行のフロセス

## NTT東西殿と接続事業者において同等な接続に関する手綂き・条件等を整備

Step1－1．NTT東西殿 設備部門—利用部門の接続に関する手続き・条件等の開示
NTT東西殿設備部門•利用部門の分離に伴い，ホトトルネック設備の利用に係る全ての手続き・手塬•条件等について明碓にして整理•開示する


Step1－2．NTT東西殿 設備部門一䅧続事業者の䋨続 に関する手続き・条件等の明確化
NTT東西殿と接続事業者の接続に関する手続き・条件等について，接続事業者の相手方となるNTT東西殿の部門名（設備部門•利用部門）を明確にし て再整理する


Step1－3．接続に関する手続き・条件等を同一に整理 Step1－1，Step1－2の結果を照らし合わせ，開示情報，手続き手順，手続 きに係る期問，コスト負担等について，利用部門と接続事業者を同一条件に する


[^0][^1]
## 英国BTにおける分離の区分

- 英国では，部門について「アクセス」「卸」「小売」の3区分に明確に分離している
- アクセス部門•卸部門•小売部門別の会計整理
- システムの分離 等



## 電気通信事業法施行規則の一部改正について

## I 制定の背景

（1）総務省では，平成 21 年 10 月から，「グローバル時代におけるICT政策 に関するタスクフォース」を開催し，全ての世帯におけるブロードバンド利用の実現を目標とする「光の道」構想の実現に向けた検討を行ってきた。 この検討において，公正な競争環境を整備するためには，NTT東西に対 し，ボトルネック設備に係る利用の同等性を一層確保する措置を講ずるこ とが必要であり，その手法として，速やかに「機能分離」を行うとともに，現行の禁止行為規制の内容を業務委託先子会社にも遵守させるための措置 を講じることが適当であるとされた。
（『「光の道」構想実現に向けて取りまとめ』（H22．12．14））
（2）平成 23 年5月26日，第177回国会において，電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 58 号）が成立し，これにより，電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第31条の一部が改正され，第一種指定電気通信設備を設置する事業者は，接続の業務に関して知り得た情報を適正に管理等するための体制の整備そ の他必要な措置を講ずるとともに，業務委託先子会社に対する必要かつ適切な監督をすべきこととされた。
（3）本件は，この改正において，
－他の事業者との間の適正な競争関係を確保するため，第一種指定電気通信設備を設置する事業者が講ずべき体制の整備その他必要な措置の内容，並びに
－当該体制の整備及び子会社監督の規定を遵守するために講じた措置等に ついて報告すべき事項の内容
について省令で定めることとされていることを受け，電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）の一部を改正するものである。

## II 省令案の概要

## 1．体制の整備その他必要な措置（第 22 条の 7 関係）

他の事業者との間の適正な競争関係を確保するため，第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が講ずべき体制の整備その他必要な措置は，次の要件を満たすものでなければならないこととする。
（1）設備部門の設置及び他の部門との間の隔絶（第1号から第4号まで関係）
○ 第一種指定電気通信設備の設置，管理，運営等の業務を行う専任の部門 （以下「設備部門」という。）を設置すること。
○ 設備部門の長は役員をもって充てること。
○ 設備部門とその他の部門との間における兼職を禁ずること。
○ 設備部門の業務の用に供する室とその他の室とを区分すること。
（2）厳格な情報遮断措置（第5号から第10号まで関係）
○ 接続の業務に関して知り得た情報（以下「接続関連情報」という。）を管理するため，次の要件が確保されたシステムを構築すること。
－接続の業務の用に供する目的以外の目的のために接続関連情報を取り扱うことができないこと。

- 接続関連情報の区分ごとにアクセス権限が設定されること。
- 接続関連情報を入手した者，入手した情報，日時を記録すること。

○ 接続関連情報の取扱いについて遵守すべき規程を作成するとともに，当該規程を遵守させるための研修を実施すること。
○ 設備部門の長を接続関連情報の管理責任者とし，当該部門における当該情報の取扱いを管理させること。

## （3）実効的な監視の仕組み（第11号から第16号まで関係）

○ 第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の設備とを接続するた めに実施した手続の実施の経緯等を記録すること。
○ 第一種指定電気通信設備を用いた電気通信役務を提供するために，第一種指定電気通信事業者内において実施した手続の実施の経緯等を記録す ること。
○ 接続の業務の実施状況を監視する部門（以下「監視部門」という。）を置き，
－記録された手続の実施の経緯等が接続約款等に基づくものであるかど うか
－接続関連情報の取扱いが適正であるかどうか
を監視させること。
○ 監視部門による監視の結果を，取締役会等に報告させること。

2．規定の遵守のために講じた措置等の報告（第22条の8）
第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関し総務大臣に報告しなければならない事項 は，次のとおりとする。

## （1）業務委託先子会社に対する監督に関する事項（第2号関係）

業務委託先子会社に対し，必要かつ適切な監督が行われたことを確認する ための事項として，次の事項を報告しなければならないこととする。
○ 委託業務の内容，委託額，再委託の有無
○ 役員兼任の状況，自己又は子会社の有する議決権の割合
○ 実施した監督の方法及び実施状況
○ 業務委託先子会社における禁止行為の有無等

## （2）体制の整備その他必要な措置に関する事項（第3号関係）

第 22 条の 7 の規定に基づき体制の整備その他必要な措置が講じられたこ とを確認するための事項として，次の事項を報告しなければならないことと する。
○ 設備部門，情報管理責任者，監視部門の設置その他整備した体制
○ 構築したシステムの概要，作成した規程，実施した研修の内容
○ 記録した手続の実施の経緯等の概要及び行った監視の結果
○ 監視の結果，手続の実施の経緯等が接続約款等に基づかないものであっ た場合に，これを是正するための措置を講じたときはその内容，当該措置 を講じなかったときはその理由
○ 監視の結果，接続関連情報の取扱いが適正でない場合に，これを是正す るための措置を講じたときはその内容，当該措置を講じなかったときはそ の理由

## III施行期日

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正す る法律の施行の日（同法の公布の日（平成 23 年 6 月 1 日）から 6 月を超えな い範囲において政令で定める日）から施行する。

|  |  |  <br>  <br>  <br>  <br>  onerrer <br>  $\text { .ncrevstr } \theta \text { cuへ酮 }$ <br>  <br>  <br>  $\therefore \text { orvor }$ <br>  <br>  <br>  <br>  |
| :---: | :---: | :---: |
| 41 | 㳑 | 䊒 式 自 |






|  |  |
| :---: | :---: |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  | 피 $\theta$ |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  | Ory |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |





| （ ${ }^{(4)}$ <br>  <br>  <br>  <br>  |  <br>  <br>  <br>  <br>  |
| :---: | :---: |
|  |  <br>  <br>  <br> 파渵Ө小不 <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  |

○電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 58 号）第 1 条の規定による改正後の電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）
（禁止行為等）
第三十条，2（略）
3 第一項の規定により指定された電気通信事業者及び第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は，次に掲げる行為をしてはなら ない。
－他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し，又は提供すること。
ニ その電気通信業務について，特定の電気通信事業者に対し，不当に優先的な取扱 いをし，若しくは利益を与え，又は不当に不利な取扱いをし，若しくは不利益を与 えること。
三 他の電気通信事業者（第百六十四条第一項各号に掲げる電気通信事業を営む者を含む。）又は電気通信設備の製造業者若しくは販売業者に対し，その業務について，不当に規律をし，又は干渉をすること。
4，5（略）

第三十一条
2 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者 （法人である場合に限る。以下この条において同じ。）は，次に掲げる行為をしては ならない。ただし，総務省令で定めるやむを得ない理由があるときは，この限りでな い。
－第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置若しくは保守，土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用又 は情報の提供について，特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱 いをすること。
ニ 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介，取次ぎ又は代理その他他の電気通信事業者からの業務の受託について，特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること
3 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者 は，電気通信業務又はこれに付随する業務の全部又は一部を子会社に委託する場合に は，当該委託に係る業務に関し前条第三項各号に掲げる行為及び前項各号に掲げる行為（同項ただし書の理由があるときにおいて行われる行為を除く。次項において同じ。） が行われないよう，当該委託を受けた子会社に対し必要かつ適切な監督を行わなけれ ばならない。この場合において，当該電気通信事業者及びその一若しくは二以上の子

会社又は当該電気通信事業者の一若しくはニ以上の子会社がその総株主又は総社員 の議決権の過半数を有する他の会社は，当該電気通信事業者の子会社とみなす。

## 4 （略）

5 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者 は，他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため，総務省令で定める ところにより，当該第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備と の接続の業務に関して知り得た情報を適正に管理し，かつ，当該接続の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。
6 前項に規定する体制の整備その他必要な措置は，次に掲げる事項を含むものでなけ ればならない。
－第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備（これと一体として設置さ れる電気通信設備を含む。）の設置，管理及び運営並びにこれらに付随する業務を行う専任の部門（次号及び第三号において「設備部門」という。）を置くこと。
二 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た情報の管理責任者を設備部門に置 くこと。
三 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務の実施状況を監視する部門を設備部門とは別に置く こと。
7 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者 は，毎年，総務省令で定めるところにより，第二項，第三項及び第五項の規定の遵守 のために講じた措置及びその実施状況に関し総務省令で定める事項を総務大臣に報告しなければならない。

## （審議会等への諮問）

第百六十九条 総務大臣は，次に掲げる事項については，審議会等（国家行政組織法（昭和ニ十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。ただし，当該審議会等が軽微な事項と認めたものについて は，この限りでない。

```
一~三 (略)
```

四（略）第三十一条第二項ただし書，第五項若しくは第七項（略）の規定による総務省令の制定又は改廃

○電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律

附 則
（審議会等への諮問）
第二条 総務大臣は，この法律の施行前においても，第一条の規定による改正後の電気通信事業法第三十一条第五項又は第七項の総務省令の制定のために，電気通信事業法第百六十九条の政令で定める審議会等に諮問することができる。

「過去の競争政策のレビュー部会」
「電気通信市場の環境変化への対応検討部会」
平成22年12月14日

## 第1節 競争政策の在り方

（4）ボトルネック設備利用の同等性確保の在り方
ア 公正な競争環境を整備するためには，上述したようなボトルネック設備のアン バンドル化は重要であるが，同時に，アンバンドルされたボトルネック設備を自 ら利用する場合と他事業者が利用する場合との同等性が確保されていることが必要である。
エ このため，ボトルネック設備利用の同等性を一層確保する措置を講じることが必要と考えられる。（略）
（a）NTT東西の組織形態の在り方
ア NTT東西の組織形態の在り方は，上記のボトルネック設備利用の同等性確保の観点を含め，多角的•総合的に判断する必要がある。（略）
ィ サービス競争の促進の観点からは，資本分離や構造分離も考え得るが，以上 の観点を総合的に判断すると，本合同部会としては，NTT東西のボトルネッ ク設備保有部門について速やかに「機能分離」を行うことが，現時点において は，最も現実的かつ効果的であると考える。

## （b）機能分離等

（機能分離）
ア 機能分離を導入する場合は，金融機関に対するファイアウォール規制など他業界の取組も参考にして，ボトルネック設備へのアクセスに関するNTT東西 の他の部門と他事業者との同等性を確保するための厳格なファイアウォール措置を構築させることが適当と考えられる。（略）
エ 具体的なファイアウォール措置としては，ボトルネック設備保有部門と同利用部門との間での物理的な隔絶，情報管理システム上のアクセス制限等による厳格な情報遮断措置その他適正な競争関係を確保するための体制の整備や実効的な監視の仕組みを検討することが適当である。
（子会社等との一体経営への対応）
キ この点，子会社等へのアウトソーシング自体は，経営の効率性の観点等から行われていることから，出資，業務委託を制限するような措置を講じることは望ましくない。したがって，禁止行為規制の実効性を確保する観点から，NT T東西に対し，現行行為規制の内容を委託先子会社等にも遵守させるための措置を講じることが適当と考えられる。


[^0]:    同等性確保のためのプロセスを自ら実行するためのインセンティブの確保
    

    - 独立した甞思決定潅の付与（人事•給与等の分醀）
    - 部門ととに独立した財穜諸表の作成 等

[^1]:    同等性確保の検証
    

